

介護予防・総合事業支援業務重要事項説明書

1. 立川市中部たかまつ地域包括支援センターの概要

(1) 当センターの所在地他

事業所名	立川市中部たかまつ地域包括支援センター
所在地	立川市高松町 2-27-27TBK 立川高松第1ビル 101号
連絡先	(電話番号) 042-540-2031 (FAX番号) 042-522-1636 (E-mail) c.t-houkatsu@ninjin.or.jp
介護保険指定番号	介護予防支援 (立川市1303000010号)
サービス提供をする地域	立川市高松町、曙町、緑町 *上記以外の地域の方でもご相談可能です。

(2) 当センターの職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1名		1名
介護予防支援ならびに介護予防ケアマネジメント担当職員	1名以上		1名以上
事務職員		1名	1名

(3) 営業日および営業時間

月曜日～土曜日	午前9時～午後5時
---------	-----------

*日曜日及び祝日、年末年始(12/29～1/3)は休みとします。

2. 介護予防支援(要支援認定の方)の実施について

要介護認定申請され「要支援1」または「要支援2」と認定された方からの利用申込があった場合に、当センターとの契約により本人、ご家族等と相談の上サービス計画の作成をいたします。また、同時にサービス事業者を選んでいただき、具体的な利用案内をいたします。

3. 総合事業支援の実施について

「介護予防のアンケート」により、総合事業対象者と認定された方からの利用申し込みがあった場合に、当センターとの契約により本人、ご家族等と相談の上サービス計画の作成をいたします。

4. 「介護予防サービス・支援計画表」作成の委託などについて

当センターは、利用者の希望などにより、サービス計画の作成事務、利用者宅へ訪問して行う経過観察およびこれらに付随する事務を居宅介護支援事業所に委託をすることができます。この場合、委託先の事業所名、所在地、連絡先はあらかじめお知らせいたします。

委託内容は、次の通りです。

- ① アセスメント(課題分析)
- ② サービス計画の作成および交付
- ③ 利用者およびご家族等との連絡調整
- ④ サービス担当者会議の招集および開催
- ⑤ サービス事業者等との連絡調整

- ⑥ サービス実施状況の把握
- ⑦ サービス計画実施の評価（任意作成）
- ⑧ 給付管理

* ただし、総合事業支援については、上記内容を一部省略することもあります。その際は、利用者に対して説明をいたします。

5. 利用料金

(1) 介護予防支援におけるケアマネジメント費（介護予防支援）

要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

ただし、介護保険料滞納などにより給付制限が発生している場合には、下記の金額を実費支払していただきます。後日当センターが発行します「サービス提供証明書」を立川市の介護保険課に提出していただくと払戻しが行われます。

項目	料金（月額）
初回のプラン作成の場合	8,043 円
委託連携加算	3,252 円
2回目以降のプラン作成の場合	4,791 円

※高齢者虐待防止措置が未実施の場合は、介護基本報酬から1%が減算されます。

※業務継続計画が未実施の場合も、介護基本報酬から1%が減算されますが、令和7年3月31日までの間は減算が適応されません。

(2) 総合事業におけるケアマネジメント費（介護予防ケアマネジメント）

総合事業利用対象者となった方は、立川市から全額支給されますので自己負担はありません。

介護保険料の滞納等がある場合には、下記の金額を実費支払していただきます。後日当センターが発行します「サービス提供証明書」を立川市の高齢福祉課に提出していただくと払戻しが行われます。

項目	料金（月額）
初回のプラン作成の場合	8,043 円
委託連携加算	3,252 円
2回目以降のプラン作成の場合	4,791 円

(3) 交通費

立川市にお住まいの方は、無料です。ただし、市外の方については交通費実費のご負担をいただきます。

(4) 利用中止に関する費用

契約を解約することについて一切の料金はかかりません。

(5) その他

料金が発生する場合に、月ごとの清算とし、毎月15日までに前月分の請求をいたします。月末までにお支払ください。お支払い後は、領収書の発行をいたします。

6. サービスの利用方法

(1) サービス利用の開始

電話等でお申込みください。当センターの職員がご自宅等に伺います。契約締結をした後に、サービス提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書等でお申し出ください。

② 当センターの都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合があります。その場合には、終了1か月前までに文書で通知するとともに、他の地域包括支援センターをご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知が無くても自動終了とします。

○介護保険施設に入所をした時

○介護予防認知症対応型共同生活介護、(看護)小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護に利用移行した時

○当該生活圏域より、転居、転出した時

○利用者がお亡くなりになった時

④ サービスの一時休止

利用者の要介護認定区分が、非該当、または要介護認定となった場合は、その認定期間中は一時休止とします。その後の再申請及び更新時の要介護認定審査において、再度要支援認定が決定された場合、ならびに介護予防アンケート実施後、総合事業利用対象者に該当した場合に限り、この契約を復活いたします。

⑤ その他

利用者やご家族等が当センター職員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為があり、その改善が見込めない場合は、文書で通知することによりサービスを終了させていただく場合があります。この場合には、他の地域包括支援センターを紹介いたします。

7. ケアマネジメントの特徴など

(1) 高齢になっても住み慣れた立川市で豊かな生活を送っていくことができるように、介護予防に努め、地域への参加と地域資源の活用を目指します。

(2) 利用者の心身特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れた自宅において自立した生活を送ることができるように配慮します。

(3) 利用者の心身状態や生活等環境に応じて、本人の選択に基づき自立支援に向けた目標を立て、それらを達成するために適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

(4) 利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、サービス計画に位置付けるサービス提供事業者について、複数事業者の紹介を求めることが可能です。また特定のサービス種類に偏ることの無いよう公正中立なケアマネジメントを行います。事業の提供にあたり利用者又はご家族は、サービス計画に位置付けたサービス提供事業者の理由について説明を求めることができます。

(5) 利用者の権利擁護や虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会開催や指針の整備、担当者を定めて研修を定期的実施していきます。

- (6) 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるよう、指針策定・委員会設置や計画整備、研修・想定訓練の実施等に努めていきます。
- (7) 質の高いサービスを提供するためには、職員自身が健康で幸せであることが不可欠です。当センター職員が健全で安全な環境で働くことができるよう、ワーク・ライフ・バランスの向上や、労働に関する法令等で定められたハラスメント対策について事業者としての責務に基づき対処を行います。
- (8) 事業の運営にあたっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、福祉相談センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民主体の地域における様々な取組みを行う者、医療保険関係機関等との連携を行っています。

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当センターの相談・苦情担当

当センターの介護予防支援、及び介護予防ケアマネジメントに関するご相談、苦情およびサービス事業者へのご相談、苦情を承ります。

立川市中部たかまつ地域包括支援センター 電話 042-540-2031

センター長 野田 美輝

(2) その他

当センター以外に、立川市その他の相談・苦情窓口等の利用も可能です。

立川市福祉保健部介護保険課／高齢福祉課

電話 042-523-2111 (代)

東京都国民健康保険団体連合会 介護保険部相談指導課相談窓口 電話 03-6238-0177

9. その他

- (1) 事前に、当センターまたは当センターが委託する居宅介護支援事業者を通じて調整を行わず、サービス計画外のサービスを受けた場合は、すみやかに当センターまたは当センターが委託する居宅介護支援事業所にその旨をご連絡ください。
- (2) 介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの計画期間中に以下の事由が発生した場合については、すみやかに当センターにその旨をご連絡ください。
 - 被保険者証の記載内容に変更が生じた場合や要介護認定申請を行なった場合
 - 各種の減免に関する決定等を受けた場合
 - 生活保護・公費負担医療の受給資格の得喪があった場合
- (3) 業務上、知り得た個人情報については、本人・ご家族の承諾なく外部に漏らすことはありません。
- (4) 業務を進めるにおいて、介護保険法、立川市各種条例等を遵守していきます。
- (5) 適切なサービス事業者を選択するために規定されている、介護サービス情報公表システムにおいて当センター及び当センターが委託する居宅介護支援事業者の詳細情報を公表しています。

10. 介護予防サービス・支援計画表作成の委託先居宅介護支援事業者

※計画書作成を居宅介護支援事業者に委託した場合のみ、以下を記入します。

事	業	所	名
所	在	地	
連	絡	先	